

年度分 特別区民税・都民税申告書
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)

年1月1日 現在の住所											
フリガナ						個人番号					
氏 名											

1 特定口座(源泉徴収有)についての課税方式の選択

証券会社等の名称	譲渡所得(損失)等の 金額	配当所得等の 金額	源泉徴収(特別徴収) された住民税の額※	配当所得等の確定申告 における課税方式	特別区民税・都民税の 課税方式
	円	円	(配当割 譲渡所得割) 円 円)	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税
	円	円	(配当割 譲渡所得割) 円 円)	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税
	円	円	(配当割 譲渡所得割) 円 円)	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税
	円	円	(配当割 譲渡所得割) 円 円)	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税

※源泉徴収(特別徴収)された住民税の額は、口座全体の額を記入してください。

注1 対象となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものです。これらの所得について、特定口座ごとに課税方式を選択できます。

2 特定口座(源泉徴収有)内において譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。

2 特定口座以外の配当等についての課税方式の選択

支払者等の名称	1回に支払いを受けるべき 配当所得等の金額	源泉徴収(特別徴収)された 住民税の額(配当割)	確定申告における 課税方式	特別区民税・都民税の 課税方式
	円	円	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税
	円	円	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税
	円	円	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税
	円	円	☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税	☐ 申告不要とする ☐ 総合課税 ☐ 申告分離課税

注 特定口座(源泉徴収有)以外において生じた上場株式等に係る配当所得等については、1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。

3 確定申告で医療費控除を申告している方

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択により、医療費控除額が変更する場合があります。あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、あなたが前年中に支払った治療費や医療費などを記入してください。

医療費(明細書添付)	支払った金額	補填される金額
	円	円

※ この申告書(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択用)は、住民税の納税通知書が送達される日までに特別区民税・都民税(住民税)申告書と一緒に提出してください。